

【粗大ごみ】

Q1:「環境センター山都工場」で処理できる「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？

A1:粗大ごみは、家庭生活から生じたごみで、市指定袋に入らない大型のごみです。家具、自転車、布団類、電子レンジ、ストーブ(灯油は空にする)、スキー板などは持ち込みが可能です。

Q2:「環境センター山都工場」で処理できない「粗大ごみ」には、どのようなものがありますか？

A2:消火器、ドラム缶、タイヤ、スプリング付きベッド・いす、バッテリー、木の幹、産業廃棄物、家電リサイクル品などです。これらについては、専門業者または製品販売店にご相談ください。

Q3:自分で自宅の小規模な改装をしましたが、その際不要な建具や畳が出ました。処分したいのですがどうすればよいですか？

A3:建具や畳などは処理困難物です。なお、業者が行った改装に伴い発生したごみは事業系廃棄物となり、業者による処分が必要です。

Q4:自分で自宅の下屋を取り壊しました。その際の廃材などを処分したいのですが、どうすればよいですか？

A4:小屋などの取り壊しに伴い発生した建築廃材は処理困難物となり受け入れできませんので、一般廃棄物処理業者にご連絡ください。

Q5:たんすなどを処分したいのですが、トラックなどの運搬手段がありません。どうすればよいでしょうか？

A5:家庭ごみの分け方・出し方の下部に記載してある「一般廃棄物処理許可業者」が有料で対応しますので、許可業者にご相談ください。また、年に3回、市で粗大ごみの回収(有料)を行っておりますのでご利用ください。